

会議録（2022年度 第3回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2022年10月21日（金） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 愛知県自治センター 第603会議室
- 3 出席者  
（委員） 阿部委員、加藤委員、北野委員、木全委員、小谷委員、藤森委員  
（県建設局） 建設局技監、河川課担当課長、建設企画課担当課長 他  
（建築局） 公営住宅課長 他  
（県農林基盤局） 農地整備課長、農林総務課農林技術管理室長 他
- 4 会議次第
  - （1）開会
  - （2）議事
    - ①第2回委員会 会議録の確認について
    - ②第2回委員会 修正評価調書の確認について
    - ③対象事業の審議について
      - 【事前評価】公営住宅等整備事業 2事業
      - 【再評価】河川事業 1事業
      - 海岸事業 1事業
      - 農業農村整備事業 3事業
      - 【事後評価】農業農村整備事業 2事業
  - （3）閉会

## 1 第2回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

## 2 第2回委員会 修正評価調書の確認について

特に意見なし。(※事前に書類審査済み)

[結論] 修正評価調書について了承する。

## 3 対象事業の審議について

### 【事前評価】

#### (1) 公営住宅等整備事業

##### ①費用対効果の算出方法

公営住宅課から説明。

[委員] B/Cが1.0ではなく、0.8以上でいいというのは、公営住宅等整備事業に公益的な価値があるからか。

[県] そのとおり。

[委員] 今後の委員会でも質問されることが予想されるため、説明資料にB/Cが0.8以上となっている理由を記載するべきだ。

[県] 承知した。

[委員] 将来修繕費の算出方法について、0.04で割るのはなぜか。

[県] 調べて後日回答する。

[委員] 家賃は市場家賃を計上しているが、実際はもっと安い家賃で入居されていると思う。福祉的価値として市場家賃を計上しているという理解でいいか。

[県] そのとおり。

[結論] 公営住宅等整備事業の費用対効果の算出方法について理解を得た。

## ②公営住宅等整備事業：東高森台住宅（西地区）、八幡台住宅（4丁目）の審議

公営住宅課から説明。

[委員] B/C の説明にあったとおり東高森台住宅（西地区）は、便益に余剰地の売却益が計上されていないのか。また、地元との合意形成が取れているとは、自治会となのか。周辺の住民となのか。

[県] 余剰地の売却益は計上していない。また、地元の合意形成については県営住宅で組織している自治会と地元市町村である。

[委員] 余剰地の売却益は、公営住宅等整備事業の便益ではないと思う。B/C の算定では土地を狭くして建て替えたという整理だろう。また、説明資料の便益の内訳について、誤解を生む表現があるので次回以降修正すべきだ。

[県] 承知した。

[委員] 調書について P2 の【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】について、表現がわかりづらい。

[県] わかりやすく修正する。

[委員] 家賃による便益については各住棟が建設された時点から計上しているのか。

[県] 各住棟の竣工予定年度から計上している。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

## 【再評価】

### （１）河川事業

#### ①河川事業：一級河川庄内川水系新川圏域の審議

河川課から説明。

[委員] 事業期間が 30 年と長期間に亘っているがどうか。

[県] 河川整備計画に基づく事業であり、そのような事業期間となっている。

- [委員] 河川事業の再評価についてはどう見ていったらいいか。
- [県] 再評価調書案 P.7 の中江川のように、河川事業によって水位低減効果が見られ、所定の流下能力を確保できたことにより、事業継続の妥当性を判断することになるかと思われる。
- [委員] 具体的な目標値はあるか。
- [県] 中江川の場合、1/10 規模降雨（24 時間雨量 205mm）による洪水を安全に流下させることを整備目標としている。
- [委員] 上流側で整備することは、下流側により大きな流量を流すことになり、新たな被害を招かないか。
- [県] 一般的に河川は下流側から整備を行っていき、所要の流下能力確保を確認した後、順次上流側の整備を進めていく。中江川が注ぐ新川は、東海豪雨で被災した箇所については、激特事業で必要な河川改修（東海豪雨規模降雨対応）を実施済であるため、十分な受け皿はある。
- [委員] 承知した。再評価調書案の「事業のあらまし」に、本事業の位置づけを明記しておいてほしい。
- [委員] 再評価調書案 P.3 「変動要因の分析」で、2007 年から 2022 年にかけて氾濫区域内人口や世帯数は増加傾向とあるものの、宅地は 5.0 %減少し、農地は 11.8% 増加しており、実情と矛盾している気がするが、どういった要因があるのか。
- [県] 2007 年から 2012 年にかけて、土地利用面積の計上手法が変更となったことや、データの精度が向上したことが要因である。2012 年から 2022 年にかけては、宅地は 11.0%増加し、農地は 16.4%減少しており、人口や世帯数の増加傾向の実情と合致している。（想定 Q&A 集 P.7 に記載）
- [委員] 承知した。土地利用面積の計上手法が変わったことや、土地利用データの精度が向上したことにより、第 1 回再評価時の 2012 年から 2022 年にかけては、宅地は 11.0%増加し、農地は 16.4%減少していることを、再評価調書案に注記すること。なお、市町村合併の影響はないと思われる。
- [結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

## (2) 海岸事業

### ①海岸事業（侵食対策事業）：田原豊橋海岸の審議

河川課から説明。

[委員] 浸食防止便益と海岸環境保全・海岸利用便益で 57.6 億とあるが多すぎないか。基準に則った方法で算定しているか。

[県] 国のマニュアルに従って算定している。

[委員] 砂浜自体は公共土木施設の損失便益に含まれているか。

[県] 現在、国が主体で砂浜を海岸保全施設に指定していく動きがあるが、現時点で海岸保全施設に指定されていないため、損失便益には含めていない。消波ブロックなど、設置している海岸保全施設については便益に含めて算出している。

[委員] 侵食の原因はわかっているのか。静岡県からの土砂の供給量が減ったことなどによるものか。

[県] 砂の動きは複雑なため断言はできないが、天竜川など静岡県側からの土砂供給量が減っていることは大きな要因であると考えている。

[委員] 海岸環境保全・海岸利用便益の算出にあたり、CVM を用いているということだが、CVM の精度はあまり高くはないため、幅をもって出したりすることもある。今回は、仮に CVM が 0 だとしても、費用便益比は 1.5 程度あり、1 を下回ることはないため、CVM の精度にかかわらず事業効果としては問題ないことがわかるように評価調書に記載をしたほうが良いのではないか。

[県] CVM の精度にかかわらず、費用便益比が 1 を超えることがわかるよう評価調書を修正する。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

## (3) 農業農村整備事業

### ①費用対効果の算出方法

農地整備課から説明。

[委員] 既存施設を撤去する費用は、再整備費に含まれているのか。

[県] 撤去から新設する費用まで含まれている。

## ②農業農村整備事業（たん水防除事業）：前新田２期地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 既設機場撤去中とあるが、現時点で大雨が降ると浸水してしまうのではないかと。

[県] 新設機場はすでに稼働しており、降雨時は新設機場により排水できるため問題はない。

[委員] 計画基準雨量は３日連続雨量を用いて計算されているが、内水氾濫を考慮するならば、時間当たりのピーク降雨量も検討すべきでは。

[県] 農業用の排水機場であるため、湛水を許容している。水田では２４時間以内の湛水は許容していることから、時間降雨ではなく連続降雨で計画している。

[委員] 既設排水機場における設置時の排水量は  $3.20\text{m}^3/\text{s}$  だが、新設機場の排水量は  $2.60\text{m}^3/\text{s}$  なのはなぜか。既設排水機場の能力がオーバースペックだったのか。

[県] 流域内には他の排水機場があり、流域全体で計画していることから、別の排水能力を増強したため本機場の排水量が減った。

[委員] 流域が細長く、海が近いと思われるが、３日連続雨量での計算方法は有効なのか。立地条件で計算方法は変えないのか。

[県] 国庫補助事業の性質上、国の基準に合わせて一律の手法で計画する必要がある。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

## ③農業農村整備事業（たん水防除事業）：野依地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 事業の進捗状況について、河川管理者との協議により河川堤防の位置が堤内地に変更されたとあるが、安全上、問題はないのか。

[県] 当初は河川内に締切堤防を設置し樋管工を施工する計画だったが、河川協議で堤内地に浸水しないための堤防を設置するように管理者から指導があったため変更した。

[委員] 事業計画を作成する際は、河川協議などの協議を終えてから計画すべきではないのか。

[県] 事業計画段階では河川への排水量などの協議は事前に実施しているが、詳細な測量などは行っておらず、構造物などの設計も概略になってしまうため、変更になってしまうケースがある。  
事業を計画する部署に事前に確認するなど、変更のない事業計画を作成するよう申し伝える。

[委員] 本地区ではB/Cが1.28であり、事前評価時から費用が増加しているが、効果の再算定を実施したら1.0を下回るのではないのか。

[県] 効果の再算定を実施した前新田2期地区において、災害防止効果が増加しており、本地区にも同様の傾向がみられると想定されるため、問題ないと思われる。現時点の事業費で試算すると1.06。

[委員] 事前評価時のB/Cが1.28で事業費が増額しているため、1.0を切るのではないかと感じた。試算をして確認しているのであれば、概算値を評価調書に記載されたい。

[県] 概算値を評価調書に記載する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

#### ④農業農村整備事業（たん水防除事業）：新高師地区の審議

農地整備課から説明。

特に意見なし。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

**【事後評価】**

**①農業農村整備事業（水質保全対策事業）：合瀬川地区の審議**

農地整備課から説明。

[委員] 事業費の増額理由に工法変更とあるが、全線工法変更が必要だったのか、それとも一部区間の変更か。

[県] 道路横断部などの一部区間の変更である。

[委員] 工法変更となった理由を調書にも追記すべき。また“など”という表記より、“主な”要因と記載すべき。

[県] 評価調書の表記を修正する。

[委員] 事業費の増額は気になるポイントである。はじめは横断部全てを開削で施工する設計をしていたのか。あらかじめ判明しているところは計画に反映すべきではないか。

[県] 国道横断部など、あらかじめ開削で難しい箇所が分かっていたところもあるが、農業用水管は大きさなど設計してみないと分からないため、施工しながらの部分もある。

[委員] 開水路をパイプラインにしたというが、もとの開水路は撤去したのか。

[県] 本事業は用排兼用の水路を分離する事業であり、開水路は排水専用の水路として残している。

[委員] 調書にも開水路を残していることを記載した方が良い。

[県] 評価調書の表記を修正する。

[委員] 県が排水路を管理しているのか。

[県] もともと用排兼用水路は市が管理していたため、今も変わらず市が管理している。

[委員] 事業期間が延期しても、非かんがい期に施工したため、問題なかったとされているが、通水が遅れるという影響があったはず。

[県] 評価調書の表記を修正する。

[委員] 同種事業に反映すべき事項に工法変更や調整により事業期間が延長となる課題と、事業費が増額となる課題について記載すべきである。

[県] 評価調書の表記を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

**②農業農村整備事業（国営附帯県営農地防災事業）：大江川上流地区の審議**  
農地整備課から説明。

[委員] 「同種事業に反映すべき事項」について、既設の施設を活かしながら施工とはどのようなことか。

[県] 既存排水路の一部を活用しながら改修し、事業費の抑制を図っている。

[委員] 事業費の抑制ならば、「事業費に対する評価」の減額理由になるのではないか。

[県] 計画時点から既存排水路の活用を見込んでいたため、事業費の減額の理由にはならないと思われる。

[委員] 事業費抑制の取組はどこかに記載した方法がいいのではないか。

[県] 「事業のあらまし」にその旨記載する。

[委員] 「同種事業に反映すべき事項」について、実施中の湛水被害防止は、当たり前前に実施している内容のため、特に記載する必要がないのではないのか。

[県] 評価調書の表記を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。